

約定番号 2005421705/2303459603

約定日 令和 年 月 日

リース約定書

(甲)

〒 037-0053

青森県五所川原市字布屋町 4 1 - 1

五所川原市長 佐々木 孝昌



(乙)

〒 980-8441

宮城県仙台市青葉区中央3-2-23

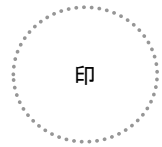
野村不動産仙台青葉通ビル

エフサステクノロジーズ株式会社

東日本ビジネス本部

北海道・東北ビジネス統括部

統括部長 坂本 浩二



甲と乙とは、甲が乙の提携リース会社または甲指定のリース会社（以下「貸主」という）から、次葉以下「リース約定条件」、「リース約定書明細表」および「リース約定書条項」等のおりリースすることに関し約定し、その証として（１）本書３通を作成し、甲・乙記名押印のうえ各１通を保有し、他の１通は乙から貸主に送付するか、（２）本書の電磁的記録を作成し、甲乙または第三者による電子署名を施した電磁的記録を各自保管し、当該電磁的記録を乙から貸主に送付するか、いずれかの方式をとるものとします。

リ ー ス 約 定 条 件

甲と乙とは、リース約定書明細表記載の機器（以下「本機器」という）、およびプログラム・プロダクト（以下「プログラム・プロダクト」といい、本機器その他当社製品と総称するときは、「リース対象製品」という）を、次の要綱（以下「要綱」という）、条項（以下「条項」といい、要綱と併せていうときは「本約定」という）のとおり、約定を締結するものとします。

〔 要 綱 〕

1	取 引 件 名	新庁舎ネットワーク機器更新
2	約 定 金 額	金 39,968,000 円 (消費税および地方消費税別) (明細はリース約定書明細表のとおり)
3	検 収 完 了 予 定 日	リース約定書明細表記載のとおりとします。(当日または翌日をリース開始日とします)
4	据 付 場 所	リース約定書明細表記載のとおりとします。 据付場所は、納入日までに甲において受入準備を完了していただきます。
5	貸 主	乙の提携リース会社または甲指定のリース会社
6	貸 主 と の 契 約	上記検収完了予定日の1か月前までに甲は貸主を決定し、貸主との間でリース契約を締結していただきます。
7	本 機 器 に 関 す る 保 守 の 取 扱	上記約定金額には本機器に関する保守料は含まれておらず、甲が乙に本機器に関する保守を委託する場合には、別途甲乙間で本機器の保守に関する契約を締結するものとします。
8	備 考	甲は、乙に対し、令和8年8月3日付けの見積書（見積番号：2005421705/2303459603）に基づきリース約定契約します。

リ　　ス　約　定　書　明　細　表

(下記金額には消費税および地方消費税は含まれておりません)

項	品名				見積番号　(※1)
	型名	数量	約定金額単価(円)	約定金額合価(円)	検収完了予定日　(※2)
	納入場所 (据付場所)	(住所およびビル名を記入)			
	(機器)				
1	Catalyst 9300-48UXM 本体 A2				2005421705
	LCD93D4A2	2台	2,550,520	5,101,040	令和 9年 3月 1日
	納入場所 (据付場所)	青森県五所川原市字布屋町41-1 五所川原市			
2	10ギガビットイーサネットネットワークモジュール				2005421705
	LCD93NMX8	2台	378,560	757,120	令和 9年 3月 1日
	納入場所 (据付場所)	青森県五所川原市字布屋町41-1 五所川原市			
3	10GBase-SR SFP+ モジュール				2005421705
	LCS70XSRS	12台	104,050	1,248,600	令和 9年 3月 1日
	納入場所 (据付場所)	青森県五所川原市字布屋町41-1 五所川原市			
4	StackWise-480 スタッキングケーブル				2005421705
	LCC-STK05	2台	15,680	31,360	令和 9年 3月 1日
	納入場所 (据付場所)	青森県五所川原市字布屋町41-1 五所川原市			
5	AC電源 1100W				2005421705
	LCD93PW12	2台	282,080	564,160	令和 9年 3月 1日
	納入場所 (据付場所)	青森県五所川原市字布屋町41-1 五所川原市			
6	搬入費(アライアンス製品)				2005421705
	LR-AHAN5	2台	5,600	11,200	令和 9年 3月 1日
	納入場所 (据付場所)	青森県五所川原市字布屋町41-1 五所川原市			
7	IPCOM EX3-1100				2005421705
	IX3S021A	1台		864,000	令和 9年 3月 1日
	納入場所 (据付場所)	青森県五所川原市字布屋町41-1 五所川原市			
8	100V電源ケーブル				2005421705
	IX3HPCNA	1台		5,490	令和 9年 3月 1日
	納入場所 (据付場所)	青森県五所川原市字布屋町41-1 五所川原市			
	以下次葉				

リース約定書明細表

(下記金額には消費税および地方消費税は含まれておりません)

項	品名				見積番号 (※1)
	型名	数量	約定金額単価(円)	約定金額合価(円)	検収完了予定日 (※2)
	納入場所 (据付場所)	(住所およびビル名を記入)			
	前葉より				
9	搬入費A				2005421705
	IP-AHAN1	1台		17,500	令和 9年 3月 1日
	納入場所 (据付場所)	青森県五所川原市字布屋町 4 1 - 1 五所川原市			
10	IPCOM EX3-1100				2005421705
	IX3S021A	1台		864,000	令和 9年 3月 1日
	納入場所 (据付場所)	青森県五所川原市字布屋町 4 1 - 1 五所川原市			
11	100V電源ケーブル				2005421705
	IX3HPCNA	1台		5,490	令和 9年 3月 1日
	納入場所 (据付場所)	青森県五所川原市字布屋町 4 1 - 1 五所川原市			
12	搬入費A				2005421705
	IP-AHAN1	1台		17,500	令和 9年 3月 1日
	納入場所 (据付場所)	青森県五所川原市字布屋町 4 1 - 1 五所川原市			
13	IPCOM EX3-1100				2005421705
	IX3S021A	1台		864,000	令和 9年 3月 1日
	納入場所 (据付場所)	青森県五所川原市字布屋町 4 1 - 1 五所川原市			
14	100V電源ケーブル				2005421705
	IX3HPCNA	1台		5,490	令和 9年 3月 1日
	納入場所 (据付場所)	青森県五所川原市字布屋町 4 1 - 1 五所川原市			
15	搬入費A				2005421705
	IP-AHAN1	1台		17,500	令和 9年 3月 1日
	納入場所 (据付場所)	青森県五所川原市字布屋町 4 1 - 1 五所川原市			
16	IPCOM EX3-1100				2005421705
	IX3S021A	1台		864,000	令和 9年 3月 1日
	納入場所 (据付場所)	青森県五所川原市字布屋町 4 1 - 1 五所川原市			
	以下次葉				

リース約定書明細表

(下記金額には消費税および地方消費税は含まれておりません)

項	品名				見積番号 (※1)
	型名	数量	約定金額単価(円)	約定金額合価(円)	検収完了予定日 (※2)
	納入場所 (据付場所)	(住所およびビル名を記入)			
	前葉より				
17	100V電源ケーブル				2005421705
	IX3HPCNA	1台		5,490	令和 9年 3月 1日
	納入場所 (据付場所)	青森県五所川原市字布屋町 4 1 - 1 五所川原市			
18	搬入費A				2005421705
	IP-AHAN1	1台		17,500	令和 9年 3月 1日
	納入場所 (据付場所)	青森県五所川原市字布屋町 4 1 - 1 五所川原市			
19	SR-S324LE17°レインストールモデルV20				2005421705
	SJ324LE120	6台	233,160	1,398,960	令和 9年 3月 1日
	納入場所 (据付場所)	青森県五所川原市字布屋町 4 1 - 1 五所川原市			
20	搬入費A1				2005421705
	LR-AHAN1	6台	5,600	33,600	令和 9年 3月 1日
	納入場所 (据付場所)	青森県五所川原市字布屋町 4 1 - 1 五所川原市			
21	高機能無停電電源装置(Smart-UPS SMT1500R)				2005421705
	PY-UPAR152	2台	182,700	365,400	令和 9年 3月 1日
	納入場所 (据付場所)	青森県五所川原市字布屋町 4 1 - 1 五所川原市			
22	高機能無停電電源装置(Smart-UPS RT 5000)				2005421705
	PY-UPAC5K4	2台	556,230	1,112,460	令和 9年 3月 1日
	納入場所 (据付場所)	青森県五所川原市字布屋町 4 1 - 1 五所川原市			
23	ステップダウントランスフォーマ				2005421705
	PY-STA01	2台	151,800	303,600	令和 9年 3月 1日
	納入場所 (据付場所)	青森県五所川原市字布屋町 4 1 - 1 五所川原市			
24	搬入費(PCサーバ・UPS1)				2005421705
	PGHAN-UP1	2台	1,750	3,500	令和 9年 3月 1日
	納入場所 (据付場所)	青森県五所川原市字布屋町 4 1 - 1 五所川原市			
	以下次葉				

リース約定書明細表

(下記金額には消費税および地方消費税は含まれておりません)

項	品名				見積番号 (※1)
	型名	数量	約定金額単価(円)	約定金額合価(円)	検収完了予定日 (※2)
	納入場所 (据付場所)	(住所およびビル名を記入)			
	前葉より				
25	搬入費 (PCサーバ・UPS2)				2005421705
	PGHAN-UP2	2台	14,000	28,000	令和 9年 3月 1日
	納入場所 (据付場所)	青森県五所川原市字布屋町 4 1 - 1 五所川原市			
26	Catalyst 9200L-48P-4X 本体 A1				2005421705
	LCD9CF4A1	7台	1,452,030	10,164,210	令和 9年 3月 1日
	納入場所 (据付場所)	青森県五所川原市字布屋町 4 1 - 1 五所川原市			
27	10GBase-SR SFP+ モジュール				2005421705
	LCS70XSRS	12台	104,050	1,248,600	令和 9年 3月 1日
	納入場所 (据付場所)	青森県五所川原市字布屋町 4 1 - 1 五所川原市			
28	SR-S324LE17 レインストールモデルV20				2005421705
	SJ324LE120	5台	233,160	1,165,800	令和 9年 3月 1日
	納入場所 (据付場所)	青森県五所川原市字布屋町 4 1 - 1 五所川原市			
29	法人向け レイヤ-2 Giga アンマネージ スイッチ 24P				2005421705
	9812540044840-DIS	4台	29,400	117,600	令和 9年 3月 1日
	納入場所 (据付場所)	青森県五所川原市字布屋町 4 1 - 1 五所川原市			
30	法人向け レイヤ-2 Giga アンマネージ スイッチ 8P				2005421705
	9812540038148-DIS	1台		9,100	令和 9年 3月 1日
	納入場所 (据付場所)	青森県五所川原市字布屋町 4 1 - 1 五所川原市			
31	搬入費 (アイアンス製品)				2005421705
	LR-AHAN5	7台	5,600	39,200	令和 9年 3月 1日
	納入場所 (据付場所)	青森県五所川原市字布屋町 4 1 - 1 五所川原市			
32	搬入費A1				2005421705
	LR-AHAN1	5台	5,600	28,000	令和 9年 3月 1日
	納入場所 (据付場所)	青森県五所川原市字布屋町 4 1 - 1 五所川原市			
	以下次葉				

リース約定書明細表

(下記金額には消費税および地方消費税は含まれておりません)

項	品名				見積番号 (※1)
	型名	数量	約定金額単価(円)	約定金額合価(円)	検収完了予定日 (※2)
	納入場所 (据付場所)	(住所およびビル名を記入)			
	前葉より				
33	高性能無停電電源装置 (Smart-UPS SMT1500R)				2005421705
	PY-UPAR152	6台	182,700	1,096,200	令和 9年 3月 1日
	納入場所 (据付場所)	青森県五所川原市字布屋町 4 1 - 1 五所川原市			
34	搬入費 (PCサーバ・UPS1)				2005421705
	PGHAN-UP1	6台	1,750	10,500	令和 9年 3月 1日
	納入場所 (据付場所)	青森県五所川原市字布屋町 4 1 - 1 五所川原市			
35	SR-S324LE1ﾌﾟﾚｲﾝｽﾄｰﾙﾓﾃﾞﾙV20				2005421705
	SJ324LE120	1台		233,160	令和 9年 3月 1日
	納入場所 (据付場所)	青森県五所川原市字布屋町 4 1 - 1 五所川原市			
36	SR-S320PE1ﾌﾟﾚｲﾝｽﾄｰﾙﾓﾃﾞﾙV20				2005421705
	SJ320PE120	2台	271,800	543,600	令和 9年 3月 1日
	納入場所 (据付場所)	青森県五所川原市字布屋町 4 1 - 1 五所川原市			
37	搬入費A1				2005421705
	LR-AHAN1	3台	5,600	16,800	令和 9年 3月 1日
	納入場所 (据付場所)	青森県五所川原市字布屋町 4 1 - 1 五所川原市			
38	ﾒﾃﾞｨｱｺﾝﾊﾞｰﾀ MCG1100SP-SX				2005421705
	0060130007987-DIS	4台	57,260	229,040	令和 9年 3月 1日
	納入場所 (据付場所)	青森県五所川原市字布屋町 4 1 - 1 五所川原市			
39	ﾒﾃﾞｨｱｺﾝﾊﾞｰﾀ MCG1100SP-SX 基本保守ﾊﾟｯｸ5年				2005421705
	0060130007994-DIS	4台	45,000	180,000	令和 9年 3月 1日
	納入場所 (据付場所)	青森県五所川原市字布屋町 4 1 - 1 五所川原市			
40	SR-M710AP1ﾌﾟﾚｲﾝｽﾄｰﾙﾓﾃﾞﾙV21				2005421705
	SJM710A121	2台	114,000	228,000	令和 9年 3月 1日
	納入場所 (据付場所)	青森県五所川原市字布屋町 4 1 - 1 五所川原市			
	以下次葉				

リース約定書明細表

(下記金額には消費税および地方消費税は含まれておりません)

項	品名				見積番号 (※1)
	型名	数量	約定金額単価(円)	約定金額合価(円)	検収完了予定日 (※2)
	納入場所 (据付場所)	(住所およびビル名を記入)			
	前葉より				
41	ACアダプター				2005421705
	SJMPWAC3	1台		5,940	令和 9年 3月 1日
	納入場所 (据付場所)	青森県五所川原市字布屋町 4 1 - 1 五所川原市			
42	搬入費				2005421705
	LR-AHAN3	2台	1,400	2,800	令和 9年 3月 1日
	納入場所 (据付場所)	青森県五所川原市字布屋町 4 1 - 1 五所川原市			
43	SR-M610AP1ﾌﾟﾚｲﾝｽﾄｰﾙﾓﾃﾞﾙV20				2005421705
	SJM610A120	47台	91,680	4,308,960	令和 9年 3月 1日
	納入場所 (据付場所)	青森県五所川原市字布屋町 4 1 - 1 五所川原市			
44	外付けアンテナ(2本セット)				2005421705
	SJMANT4	47台	4,740	222,780	令和 9年 3月 1日
	納入場所 (据付場所)	青森県五所川原市字布屋町 4 1 - 1 五所川原市			
45	ACアダプター				2005421705
	SJMPWAC2	1台		5,470	令和 9年 3月 1日
	納入場所 (据付場所)	青森県五所川原市字布屋町 4 1 - 1 五所川原市			
46	搬入費				2005421705
	LR-AHAN3	47台	1,400	65,800	令和 9年 3月 1日
	納入場所 (据付場所)	青森県五所川原市字布屋町 4 1 - 1 五所川原市			
	機器約定金額計			34,428,520	
	(プログラム・プロダクト)				
	以下次葉				

リース約定書明細表

(下記金額には消費税および地方消費税は含まれておりません)

項	品名				見積番号 (※1)
	型名	数量	約定金額単価(円)	約定金額合価(円)	検収完了予定日 (※2)
	納入場所 (据付場所)	(住所およびビル名を記入)			
	前葉より				
1	IPCOM EX3-1000 NS ソフトウェア V01				2005421705
	NB754A101	1台		206,370	令和 9年 3月 1日
	納入場所 (据付場所)	青森県五所川原市字布屋町 4 1 - 1 五所川原市			
2	IPCOM EX3-1000 NS ソフトウェア V01				2005421705
	NB754A101	1台		206,370	令和 9年 3月 1日
	納入場所 (据付場所)	青森県五所川原市字布屋町 4 1 - 1 五所川原市			
3	IPCOM EX3-1000 NS ソフトウェア V01				2005421705
	NB754A101	1台		206,370	令和 9年 3月 1日
	納入場所 (据付場所)	青森県五所川原市字布屋町 4 1 - 1 五所川原市			
4	IPCOM EX3-1000 NS ソフトウェア V01				2005421705
	NB754A101	1台		206,370	令和 9年 3月 1日
	納入場所 (据付場所)	青森県五所川原市字布屋町 4 1 - 1 五所川原市			
	プログラム・プロダクト約定金額計			825,480	
	(サービス)				
1	機器配送 (事前構築環境～本設置環境)				2005421705
	BY00000001-FSA	1式		884,000	令和 9年 3月 1日
	実施場所	青森県五所川原市字布屋町 4 1 - 1 五所川原市			
2	現調・解体・ケーブル接続作業				2005421705
	ANS10522S-42-FSA	1式		2,640,000	令和 9年 3月 1日
	実施場所	青森県五所川原市字布屋町 4 1 - 1 五所川原市			
	以下次葉				

リ　　ス　約　定　書　明　細　表

(下記金額には消費税および地方消費税は含まれておりません)

項	品名				見積番号　(※1)
	型名	数量	約定金額単価(円)	約定金額合価(円)	検収完了予定日 (※2)
	納入場所 (据付場所)	(住所およびビル名を記入)			
	前葉より				
	サービス約定金額計			3,524,000	
	(サービス)				
1	ネットワーク機器導入・技術支援サービス25				2303459603
	NSITSA25N	2台	193,900	387,800	令和 9年 3月 1日
	実施場所	青森県五所川原市字布屋町41-1 五所川原市			
2	ネットワーク機器導入・技術支援サービス4				2303459603
	NSITSA04N	2台	8,400	16,800	令和 9年 3月 1日
	実施場所	青森県五所川原市字布屋町41-1 五所川原市			
3	ネットワーク機器導入・技術支援サービス2				2303459603
	NSITSA02N	12台	1,400	16,800	令和 9年 3月 1日
	実施場所	青森県五所川原市字布屋町41-1 五所川原市			
4	ネットワーク機器導入・技術支援サービス4				2303459603
	NSITSA04N	2台	8,400	16,800	令和 9年 3月 1日
	実施場所	青森県五所川原市字布屋町41-1 五所川原市			
5	ネットワーク機器導入・技術支援サービス16				2303459603
	NSITSA16N	7台	105,000	735,000	令和 9年 3月 1日
	実施場所	青森県五所川原市字布屋町41-1 五所川原市			
6	ネットワーク機器導入・技術支援サービス2				2303459603
	NSITSA02N	12台	1,400	16,800	令和 9年 3月 1日
	実施場所	青森県五所川原市字布屋町41-1 五所川原市			
	サービス約定金額計			1,190,000	

〔リース約定書条項〕

第1条（本条項の優先）

甲および乙は、リース対象製品について、甲と貸主との契約にかかわらず、以下の条項が優先することを確認します。

第2条（完全合意）

本約定に記載されている内容は、甲乙間における本約定に関する合意内容のすべてであり、甲および乙は互いに本約定に基づき取引するリース対象製品に関し、本約定に記載されている内容以上の権利、義務および責任（法律上の権利義務を含む）を保有または負担しないものとします。

第3条（サプライ用品）

甲は、ディスク、テープその他のサプライ用品については、乙の規格品を本機器に使用するものとし、乙の規格品以外の製品の使用により生じた本機器の事故については、乙はその責任を免れるものとします。

第4条（本機器に対する責任）

- リース対象製品のうち、本機器につき乙の責に帰すべき本約定との不適合（以下「契約不適合」という）が発見され、その旨甲より乙に通知された場合には、当該機器の貸主に対する甲の検収完了後1年以内に限り、乙は自己の責任と負担において本機器の修理（乙の判断に基づく本機器の全部または一部の交換を含み、以下本条において同じ）を行うものとします。
- 合理的な範囲内で、乙が前項の修理を繰り返し実施したにもかかわらず、前項の契約不適合が修正されなかった場合には、当該契約不適合に起因して甲に生じた損害につき、甲および乙によるその損害額等についての協議のうえ、本約定の解除の有無にかかわらず、当該契約不適合の存在した本機器の約定金額相当額を限度として、乙は賠償責任を負うものとします。ただし、乙の責に帰すことができない事由から生じた損害、乙が予見すべきであったか否かを問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益については、賠償責任を負わないものとします。

第5条（製造物責任）

- 前条の定めにかかわらず、本機器（乙が製造、加工、輸入または製造物責任法第2条第3項第2号もしくは第3号に定める表示をしている機器に限り）の欠陥（製造物責任法第2条第2項に定める欠陥をいい、以下同じ）に起因して甲に損害を与えた場合（ただし、当該機器自体の損害のみ場合は除く）には、甲および乙によるその損害額等についての協議のうえ、当該欠陥の存在する本機器の約定金額相当額を限度として、乙は賠償責任を負うものとします。ただし、乙が予見すべきであったか否かを問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益については、賠償責任を負わないものとします。
- 当該欠陥が当該機器の納入時点の科学技術によっては乙が認識できなかった場合または甲の責に帰すべき事由により生じた場合は、乙は本条の賠償責任を負わないものとします。

第6条（リユース部品）

甲は、本機器の部品の一部にリユース部品が用いられている場合があることを予め了承するものとします。なお、この場合、当該リユース部品の品質は新作部品と同等とし、当該リユース部品が用いられている本機器についても、本条項の本機器に関する各規定が同様に適用されるものとします。

第7条（プログラム・プログラムの詳細使用条件、責任規定等）

- プログラム・プログラムの詳細な内容、使用制限および責任規定等については、別途乙または権利者が定める使用許諾書その他の書面等（乙所定の公開ホームページに掲載する場合を含む）によるものとし、本条項第13条は適用されないものとします。
- 明細表記載のプログラム・プログラムに使用権の許諾が含まれる場合においても、乙または権利者が定める使用許諾書その他の書面等において特段の定めがない限り、甲は、当該プログラム・プログラムを自らの業務処理に必要な範囲でのみ使用できるものとし、甲以外の第三者（甲の関係会社を含む）に使用させることおよび第三者（甲の関係会社を含む）へのサービス提供のために使用することはできないものとします。
- 甲は、別途乙または権利者が定める使用許諾書その他の書面等の違反について、当該使用許諾書その他の書面等に定める責任を負うほか、当該違反に起因して権利者が乙との契約の解除、乙への損害賠償請求等を行ったことにより乙に損害（乙が権利者その他の第三者に支払う損害賠償金・違約金を含むがこれらに限られない）が生じた場合、当該乙に生じた損害につき賠償責任を負うものとします。

第8条（本作業に対する責任）

- リース対象製品の納入、現地調整その他の付帯作業（以下総称して「本作業」という）につき乙の責に帰すべき契約不適合が発見され、その旨甲より乙に通知された場合、当該作業に係るリース対象製品の貸主に対する甲の検収完了後1年以内に限り、乙は自己の責任と負担において当該契約不適合の修正を行うものとします。ただし、当該契約不適合の修正に過分の費用を要する場合のほか、本約定その他の債務の発生原因および取引上の社会通念に照らして当該修正の履行が不能である場合は、乙は当該修正の責任を負わないものとします。
- 合理的な範囲内で、乙が前項の修正を繰り返し実施したにもかかわらず、前項の契約不適合が修正されなかった場合には、当該契約不適合に起因して甲に生じた損害につき、甲および乙によるその損害額等についての協議のうえ、本約定の解除の有無にかかわらず、当該契約不適合の

存在する本作業に対する約定金額相当額を限度として、乙は賠償責任を負うものとします。ただし、乙の責に帰すことができない事由から生じた損害、乙が予見すべきであったか否かを問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益については、賠償責任を負わないものとします。

第9条（秘密保持義務）

- 本約定において、秘密情報とは、以下の情報をいうものとします。
 - 秘密である旨の表示をした書面で開示された相手方固有の業務上、技術上、販売上の情報
 - 秘密である旨明示して口頭またはデモンストレーション等により開示された相手方固有の業務上、技術上、販売上の情報であって、開示後10日以内に当該情報の概要等を記載した書面に秘密である旨の表示をして提示された情報
 - 本約定の内容
- 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、前項における秘密情報から除くものとします。
 - 開示の時点で既に公知のもの、または、開示後秘密情報を受領した当事者（以下「受領者」という）の責によらずして公知となったもの
 - 受領者が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したものの
 - 開示の時点で受領者が既に保有しているもの
 - 開示された秘密情報によらずして、独自に受領者が開発したもの
- 甲および乙は、それぞれ相手方から開示された秘密情報の秘密を保持し、本約定の履行のために知る必要のある自己の役員および従業員以外に開示、漏洩してはならないものとします。また、甲および乙は、秘密情報の開示のために相手方から受領した資料（電子メール等、ネットワークを介して受信した秘密情報を有形的に固定したものを含み、（以下「秘密資料」という）を善良な管理者の注意をもって保管管理するとともに、第三者に譲渡、提供せず、また当該役員、従業員以外の者に閲覧等させないものとします。
- 前項にかかわらず、次のいずれかに該当する場合、甲および乙は、相手方の秘密情報および秘密資料を当該第三者に開示、提供することができるものとします。
 - 法令により第三者への開示を強制された場合。ただし、この場合、受領者は事前に相手方に通知するよう努めるものとし、当該法令の範囲内で秘密を保持するための措置をとることを当該第三者に要求するものとし、
 - 弁護士、公認会計士等法令上守秘義務を負う者に、当該者の業務上必要とされる範囲内で提供する場合
 - 乙が本作業の全部または一部を第三者に再委託する場合、ただし、この場合、乙は、再委託先に対して本条に定める秘密保持義務と同様の秘密保持義務を課すものとします。
- 甲および乙は、相手方から開示された秘密情報を、本約定の履行のためにのみ使用するものとし、その他の目的に使用しないものとします。
- 甲および乙は、本約定の履行のために必要な範囲で秘密資料を複製することができるものとします。なお、秘密資料の複製物（以下「複製物」という）についても本条の定めが適用されるものとします。
- 甲および乙は、相手方から要求があった場合、または、本約定の履行を完了した場合、遅滞なく秘密資料（複製物がある場合はこれらを含む）を相手方に返却、または、破棄もしくは消去するものとします。なお、秘密資料を返却、破棄もしくは消去した後も、本条に定める秘密保持義務は有効に存続するものとします。
- 甲および乙は、相手方の秘密情報を知ることになる自己の役員および従業員に本条の内容を遵守させるものとします。
- 本条項第2条にかかわらず、本約定に関連して、別途甲乙間で秘密保持に関する契約等を締結している場合、または、締結する場合には、当該契約等の定めと本約定の定めが異なる範囲において、当該契約等の定めが本約定に優先して適用されるものとします。
- 甲が保有する個人情報（「個人情報の保護に関する法律」第2条第1項に定めるものをいう）でその旨明示のうえ開示された情報および当該個人情報の開示のために甲から受領した資料（第3項の資料と同種のもの）についてはそれぞれ、本条における秘密情報および秘密資料と同じ扱いを行うものとします。ただし、第2項第（1）号から第（3）号は個人情報には適用されないものとします。
- 前各項の定めにかかわらず、乙は、本約定書1通を貸主に送付するものとし、甲はこれを了承するものとします。
- 本条の規定は、本約定終了後もなお有効に存続するものとします。

第10条（変更約定）

甲および乙は、本約定記載の事項につき変更する事由が生じた場合はすみやかに変更約定を締結するものとし、その証として変更約定書3通を作成し、甲・乙記名押印のうえ各1通を保有し、他の1通は乙から貸主に送付するものとします。

第11条（安全保障輸出管理）

甲は、リース対象製品のうち、「外国為替及び外国貿易法」（これに関連する政令を含む）または米国輸出管理法令で規定する許可が必要な輸出取引を行うときは、所定の許可を取得するものとします。

第12条（解除）

- 甲または乙が次の各号のいずれか一つにでも該当したときは、相手方はなんらの催告を要せずただちに本約定の全部または一部を解除できるものとします。
 - 手形もしくは小切手が不渡りとなったとき、または、電子記録債権に支払不能事由が生じたとき

- (2) 差押え、仮差押え、もしくは競売の申し立てがあったとき、または、租税滞納処分を受けたとき
 - (3) 破産手続開始、特定調停手続開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始、その他これらに類似する倒産手続開始の申し立てがあったとき、または、清算に入ったとき
 - (4) その他前各号に準ずるような本約定を継続し難い重大な事由が発生したとき
 - (5) 解散または本約定の履行に係る事業の全部もしくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき
 - (6) 監督省庁から営業の取消・停止処分等を受けたとき、または、転廃業しようとしたとき
 - (7) 本条項第16条に定める表明・保証に反する事実があったとき、または、確約に反する行為があったとき
2. 甲または乙は、相手方の責に帰すべき事由により本約定に基づく債務が履行されず、相手方へ相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、なおその期間内に履行されないときは、本約定の全部または一部を解除することができるものとします。ただし、当該期間を経過した時における債務の不履行が、本約定および取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでないものとします。

第13条（第三者の権利侵害）

1. リース対象製品の全部または一部につき、甲が当該リース対象製品を使用するにあたり、第三者から知的財産権を侵害するものであるとして甲に対し何らかの訴え、異議、請求等（以下総称して「紛争」という）がなされ、甲より乙へ処理の要請があった場合、乙は甲に代わって当該第三者との紛争を処理するものとします。その際、乙は、当該第三者に対する損害賠償金の支払を含む紛争処理費用を負担するものとします。なお、この場合甲は、当該第三者との紛争を乙が処理するために必要な権限を委任するとともに、必要な協力を乙に行うものとします。
2. 前項においてリース対象製品の全部または一部が第三者の知的財産権を侵害するものであると判断される場合、乙は乙の判断により、次の各号のいずれかの措置をとるものとします。
 - (1) 当該リース対象製品を侵害のないものに改変すること。
 - (2) 甲が当該リース対象製品を自ら使用することが可能となるよう、当該第三者の許諾を得ること。
 - (3) 上記各号の措置がとれなかった場合、甲が当該リース対象製品を使用できなくなることにより被る損害について、甲および乙によるその損害額等についての協議のうえ、当該紛争の対象となったリース対象製品に関する約定金額相当額を限度として、甲に対し損害賠償すること。ただし、乙の責に帰することができない事由から生じた損害、乙が予見すべきであったか否かを問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益については、賠償責任を負わないものとします。
3. 第1項にかかわらず、リース対象製品と他の製品を組み合わせて使用することによりはじめて知的財産権侵害となる場合、または、甲の乙に対する指示に起因して紛争が生じた場合等当該紛争が乙の責に帰することができない事由に起因するものである場合、乙は前各項の義務を負担しないものとします。また、甲が乙に通知することなく紛争対応した場合に要した費用については、甲が負担するものとします。

第14条（債務不履行責任）

甲または乙は、本約定に基づく債務を履行しないこと、もしくは、本条項第12条第(1)号から第(7)号までのいずれかに該当したことにより相手方に損害を与えた場合、甲および乙によるその損害額等についての協議のうえ、損害発生の直接の原因となったリース対象製品に関する約定金額相当額を限度として、賠償責任を負うものとします。ただし、当事者の責に帰することができない事由から生じた損害、当事者が予見すべきであったか否かを問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益については、賠償責任を負わないものとします。

第15条（免責）

1. 甲または乙は、自己の合理的支配を超えた原因による本約定に基づく債務の不履行、および、これにより生じる損害または費用について、一切責任を負わないものとします。本約定において合理的支配を超えた原因とは、火災、爆発、停電、地震、洪水、暴風雨、ストライキ、禁輸措置、労働争議、政府または軍事機関による行動、戦争、テロリズム、サイバー攻撃（第三者からの不正アクセス、クラッキングによるシステム破壊・改ざん、情報窃取を含む）、原材料その他必要なリソースの不足または調達不能、天災、感染症の蔓延、インターネット通信業者の作為または不作為、規制機関または政府機関の作為または不作為（リース対象製品の提供に影響する法規制の制改定、またはその他の政府の行為を含む）などをいいます。
2. 甲は、リース対象製品が、一般事務用、パーソナル用、家庭用、通常の産業用等の一般的用途を想定して設計・製造されているものであり、原子力施設における核反応制御、航空機自動飛行制御、航空交通管制、大量輸送システムにおける運行制御、生命維持のための医療用機器、兵器システムにおけるミサイル発射制御など、極めて高度な安全性が要求され、仮に当該安全性が確保されない場合、直接生命・身体に対する重大な危険性を伴う用途（以下「ハイスейフティ用途」という）に使用されるよう設計・製造されたものではないことを確認します。甲は、当該ハイスейフティ用途に要する安全性を確保する措置を施すことなく、リース対象製品をハイスейフティ用途に使用しないものとします。また、甲がハイスейフティ用途にリース対象製品を使用したことにより発生する、甲または第三者からのいかなる請求に対

しても貸主および乙は損害賠償等の責任を負わないものとします。

3. 甲は、特段の合意がない限り、リース対象製品に保存されたまたはリース対象製品において取り扱われる自己のデータについて、自己のみの責任でバックアップを取り、保存するものとします。甲は、当該データの毀損または滅失およびそれにより生じた甲または第三者の損害等について、貸主および乙が一切の責任を負わない旨を了承するものとします。
4. 本約定に関し相手方から受領した情報を保存・管理するために第三者のサービス（以下「外部データ保存サービス」という）を利用することに甲および乙が合意した場合、甲および乙のうち外部データ保存サービスを準備する当事者（以下「準備者」という）から提示された当該第三者または準備者が定める外部データ保存サービスの利用条件（当該サービスにかかるセキュリティ上の免責規定等を含む）に、相手方はあらかじめ同意するものとし、準備者の責任は当該利用条件の免責規定等の範囲に限られるものとします。なお、当該利用条件の定めと本約定の定めが異なる範囲において、当該利用条件の定めが本約定に優先して適用されるものとします。

第16条（反社会的勢力等の排除）

1. 甲および乙は、自らまたはその役員（名称の如何を問わず、相談役、顧問、業務を執行する社員その他の事実上経営に参加していると認められる者）および従業員（事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について権限を有するかまたはそれを代行する者）が、次の各号に記載する者（以下「反社会的勢力等」という）に該当せず今後も該当しないこと、また、反社会的勢力等との関係を持っておらず今後も持たないことを表明し、保証します。
 - (1) 警察庁「組織犯罪対策要綱」記載の「暴力団、暴力団員、暴力団構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等」その他これらに準ずる者
 - (2) 資金や便宜を供与したり、不正の利益を図る目的で利用したりするなど、前号に記載する者と人的・資本的・経済的に深い関係にある者
2. 甲および乙は、自らまたは第三者を利用して、次の各号に記載する行為を行わないことを相手方に対して確約します。
 - (1) 詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いる行為
 - (2) 違法行為または不当要求行為
 - (3) 業務を妨害する行為
 - (4) 名誉や信用等を毀損する行為
 - (5) 前各号に準ずる行為

第17条（電磁的記録の取り扱い）

本約定において書面という場合には電磁的記録を含むものとし、また、記名押印という場合には電子署名を含むものとします。

第18条（管轄裁判所）

本約定に関する訴訟については、東京地方裁判所をもって第一審の専属合意管轄裁判所とします。

第19条（誠実協議）

本約定に定めのない事項については、その都度関係当事者が誠意をもって協議し円満に解決するものとします。

以上

〔 リース約定書（サービス） 特約条項 〕

第1条（サービスに関する特約）

甲および乙は、明細表記載のサービス（以下「本サービス」という）については、以下の条項が〔リース約定書条項〕に追加されることに合意するものとします。なお、当該サービスは〔リース約定書条項〕におけるリース対象製品に追加されることになるものとします。

第2条（目的）

本特約条項は、乙が貸主との間で締結する本サービスを目的とする契約（以下「対象契約」という）に基づき、または、次条第1項に定める委託に基づき、本サービスを実施する場合において必要となる事項を定めることを目的とします。

第3条（本サービスの実施）

1. 甲は乙に対し、貸主との間で要綱記載の検収完了予定日の1か月前までにリース契約を締結することを約するとともに、貸主との間で対象契約を締結すること、および、これを予定してあらかじめ本サービスの実施期間中、添付「サービス仕様書」（以下「サービス仕様書」という）に従い、本サービスを実施することを委託するものとし、乙はこれを受託して、善良な管理者の注意をもって、本サービスを行うものとします。
2. 前項の本サービスにおける乙の作業形態は、次の各号のいずれかにするものとします。
 - (1) 甲が主体として行う作業に対し、乙が必要な支援作業を実施する形態（以下「委任型」という）
 - (2) 必要な甲の支援を得て、乙が主体として作業を実施する形態（以下「請負型」という）

第4条（リース契約が締結された場合の取扱い）

1. 甲が貸主との間でリース契約を締結し、かつ貸主と乙との間で対象契約が締結された場合、乙は、対象契約に基づき、サービス仕様書に従い、本サービスを継続するものとします。
2. 前項において、リース契約に基づく甲の貸主に対する検収完了前に、甲と貸主との間のリース契約が乙の責に帰すべからざる事由により解除され、かつ貸主と乙との間の対象契約が解除された場合、乙は、本サービスの実施を中断できるものとします。この場合、乙は甲に対し、乙がそれまでの作業に要した費用その他乙が被った損害の賠償を求めることができるものとします。

第5条（リース契約が締結されなかった場合の取扱い）

要綱に記載された検収完了予定日の1か月前までに甲が貸主との間でリース契約を締結しなかった場合、乙は、本サービスの実施を中断できるものとします。この場合、乙は甲に対し、乙がそれまでのサービスに要した費用その他乙が被った損害の賠償を求めることができるものとします。

第6条（サービス仕様書等）

1. 本サービスに関する内容その他本サービスを実施するうえで必要となる甲の作業、本サービスを実施した結果または実施する過程で乙から甲に提供されたドキュメント、プログラム等（以下総称して「プログラム等」という）の著作権の帰属およびその取扱条件等の本サービスの実施に関する条件については、サービス仕様書もしくは乙または当該プログラム等の権利者が定める使用許諾書その他の書面等（以下総称して「サービス仕様書等」という）に記載のとおりとし、サービス仕様書等は乙所定の公開ホームページに掲載する場合を含むものとします。なお、サービス仕様書等において特段の定めがない限り、甲は、当該プログラム等を本サービスの提供を乙より受ける目的のためにのみ使用するものとし、甲以外の第三者（甲の関係会社を含む）に使用させることおよび第三者（甲の関係会社を含む）へのサービス提供のために使用することはできないものとします。
2. サービス仕様書に本条項と異なる定めがある場合は、サービス仕様書の定めが優先して適用されるものとします。
3. サービス仕様書の記載事項につき修正、変更、追加をする必要が生じた場合および疑義が生じた場合、甲および乙はすみやかに協議のうえ当該サービス仕様書を変更するものとします。
4. 本サービスが乙または第三者のプログラムを使用して提供されるものである場合において、サービス仕様書に特段の定めがない限り、甲は、本サービスを自らの業務処理に必要な範囲でのみ利用できるものとし、甲以外の第三者（甲の関係会社を含む）に本サービスを利用させることはできないものとします。
5. 甲は、乙またはプログラム等の権利者が定める使用許諾書その他の書面等への違反について、当該使用許諾書その他の書面等に定める責任を負うほか、当該違反に起因して権利者が乙との契約の解除、乙への損害賠償請求等を行ったことにより乙に損害（乙が権利者その他の第三者に支払う損害賠償金・違約金を含むがこれらに限られない）が生じた場合、当該乙に生じた損害につき賠償責任を負うものとします。

第7条（本サービスの実施期間）

本サービスの実施期間は、甲乙別途協議のうえ定めるサービス実施開始日から当該本サービスの実施が終了するまでの間とします。

第8条（甲の協力等）

1. 甲は、乙が本サービスを実施するにあたって、サービス仕様書に定められた甲の作業を誠実に実施するとともに乙の作業に関し必要な協力を行うものとします。
2. 乙が本サービスを甲の工場、事務所等（以下「甲事業所」という）にて実施する必要がある場合、甲は乙に対し甲事業所の立入または無償貸

与および本サービスの実施に必要な什器備品等の無償使用を認めるものとします。また、乙が甲事業所、什器備品等を利用することにより発生する光熱費等の費用は、甲の負担とします。

3. 前項により乙が本サービスを甲事業所にて実施する場合、乙は甲の指示に基づき、当該甲事業所における甲の安全、衛生規則等を遵守するものとします。

第9条（本サービスの終了）

本サービスの終了は、サービス仕様書に定められた条件によるものとします。

第10条（本サービスに対する責任）

本サービスに対する乙の責任は、次の各号のとおりとします。

- (1) 本サービスが委任型の場合
乙の責任は、サービス仕様書に定める支援作業を甲のために善良な管理者の注意をもって実施することに限られるものとします。
- (2) 本サービスが請負型の場合
 - a. 本サービスの結果に、誤り、サービス仕様書との不一致（以下総称して「不具合」という）が生じ、前条に定める本サービス終了後1年間に、その旨甲より乙に通知された場合には、甲および乙は、当該不具合の原因について協議するものとします。協議の結果、当該不具合が乙の責に帰するものであると判断された場合、乙は自己の責任と負担において当該不具合を修正するものとします。ただし、当該不具合の修正に過分の費用を要する場合のほか、本約定その他の債務の発生原因および取引上の社会通念に照らして当該修正の履行が不能である場合は、乙は当該修正の責任を負わないものとします。
 - b. 合理的な範囲で乙が上記a.の不具合の修正を繰り返し実施したにもかかわらず、当該不具合が修正されなかった場合には、当該不具合に起因して甲に生じた損害につき、甲および乙によるその損害額等についての協議のうえ、本約定の解除の有無にかかわらず、損害を与える原因となった本サービスの約定金額相当額を限度として、乙は賠償責任を負うものとします。ただし、乙の責に帰すことができない事由から生じた損害、乙が予見すべきであつたか否かを問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益については賠償責任を負わないものとします。なお、乙が本b.に基づき責任を負う期間は、上記a.と同じとします。

第11条（再委託）

1. 乙は、本約定に基づき受託した本サービスの全部または一部の作業を、乙の責任において第三者に再委託できるものとします。
2. 前項に基づき乙が再委託した場合の、再委託先の選任、監督ならびに再委託先の行った作業の結果については、当該再委託先が甲の指定に基づくものであるものを除き、一切乙が責任を負うものとします。
3. 乙は、再委託先に対して、〔リース約定書条項〕第9条に定める秘密保持義務と同様の秘密保持義務を課したうえで、甲の秘密情報を開示、提供することができるものとします。

第12条（本サービスの中断）

1. 乙は、次の各号のいずれか一つにでも該当すると判断した場合、ただちに本サービスの全部または一部の提供を中断できるものとします。
 - (1) 本サービスもしくは第三者にセキュリティ・リスクを生じさせるおそれがあるとき、当該利用が詐欺的であるとき、または、当該利用が乙もしくはその関係会社に何らかの責任を生じさせるおそれがあるとき
 - (2) 本サービスに対する違法、不当なアクセス、これによるデータの消失、開示もしくは改変の発生等またはこれらが生じるおそれがあるとき
 - (3) 本サービスにおいて脆弱性や欠陥等またはその可能性が検出されたとき
 - (4) その他、緊急やむを得ない事由により、本サービスの提供を中断する必要があるとき
2. 乙は、前項の規定により本サービスの提供を中断するときは、あらかじめその旨を甲に通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
3. 第1項各号の事由が解消されない場合、乙は、甲に書面で通知することにより、中断されていた本サービスを終了させることができるものとします。
4. 乙は、本条に定める本サービスの中断により甲または第三者に生じた損害または費用について、一切責任を負わないものとします。

以上

品名	型名
現調・解体・ケーブル接続作業	ANS10522S-42-FSA

1. 導入・展開・撤去・移設サービスの実施

乙は甲に対し、第4項記載の導入・展開・撤去・移設サービス（以下「本サービス」という）を実施します。

2. 本サービス実施の前提条件

甲および乙は、本サービスが甲乙両者の共同作業のもとに実施されるものであることを認識し、本サービスの詳細を添付の導入・展開・撤去・移設サービスの受託条件明細（以下「受託条件明細」という）で定め、甲乙はこれを誠意をもって実施するものとします。

3. 本サービスの対象範囲

本サービスの対象となるハードウェア製品（以下「対象ハードウェア」という）およびソフトウェア製品（以下「対象ソフトウェア」といい、対象ハードウェアと総称して「サービス対象製品」という）、その内訳は、受託条件明細記載のとおりとします。

4. 本サービスの内容

本サービスの内容は、受託条件明細記載のとおりとします。

5. 本サービスの役割分担

本サービスの甲および乙の役割分担は、受託条件明細記載のとおりとします。

6. 本サービスの作業実施スケジュール

本サービスの作業実施スケジュールは、受託条件明細記載のとおりとします。

7. 本サービスの作業実施体制

本サービスの作業実施体制は、受託条件明細記載のとおりとします。あらかじめ本サービスの内容で規定された作業以外の作業実施、または、作業内容の変更、修正等に関する相手方からの要請、相手方への依頼等を行う場合は、受託条件明細で定める甲乙の責任者、または、甲乙各々の責任者が指名した甲乙の代行者間でのみ調整を行うものとします。

8. 本サービスの作業環境

本サービスの作業環境は、受託条件明細記載のとおりとします。

9. 本サービスの会議体

本サービス実施状況の報告、問題点の協議、解決、その他本サービス実施のために必要な事項を協議するための会議体は、受託条件明細記載のとおりとします。

10. 本サービスの甲の提示物品

本サービスを実施するにあたって甲が乙に提示、開示、提供等する物品は、受託条件明細記載のとおりとします。

11. 本サービスの乙の提出物品

乙が本サービスを実施した結果として、甲に提出等する物品は、受託条件明細記載のとおりとします。

12. 本サービスの検収

本サービスの検収は、受託条件明細記載のとおりとします。

13. 本サービスの作業条件その他必要な事項

本サービスの各作業を実施するにあたって必要な作業条件、および、その他必要な事項は、受託条件明細記載のとおりとします。

14. 甲の協力

- 甲は、乙が本サービスを完全かつ円滑に行えるよう万全を期し、次の各号に従い乙に協力するものとします。
- 甲は、甲が本サービス使用のために、乙の対象システム等に接続する場合には、甲側の電気代・電話・FAX・E-mail・インターネット等の利用料金、通信費用等を負担するものとします。
 - 甲は、乙が本サービスを提供するために、サービス対象製品を使用する場合には、必要な手続を行い当該使用を認めるものとします。
 - 甲は、乙が甲に本サービスを提供するために必要な作業を実施する範囲で、乙に対して、甲の環境の使用、甲からのドキュメントの提供、甲の運用テストへの協力等するものとします。
 - 甲は、甲が本サービス使用のために、乙に資料等を提供・送付する必要がある場合には、消耗品等の費用を負担するものとします。
 - 甲は、乙が本サービスを提供するために、甲の事務所に立入る場合、必要な手続を行い当該事務所内への立入を認めるものとします。
 - 甲は、乙が甲の事業所内において本サービスを実施する場合には、甲の事業所内で発生する電気代・電話・FAX・E-mail・インターネット等の利用料金、通信費用等を負担するものとします。
 - 甲は、責任者、代行者等に変更があった場合には、すみやかに新しい責任者、代行者等を乙に通知するものとします。

15. 知的財産権の帰属

- 本サービス実施の過程で生じた特許権、実用新案権（特許、実用新案登録を受ける権利を含み、以下「特許権等」という）の帰属については、以下のとおりとします。

- 甲が単独で行った発明、考案（以下「発明等」という）から生じた特許権等については、甲単独に帰属するものとします。
 - 乙が単独で行った発明等から生じた特許権等については、乙単独に帰属するものとします。
 - 甲および乙が共同で行った発明等から生じた特許権等については、甲乙共有とします。この場合甲および乙は、特許権等の全部につき、それぞれ相手方の了承および対価の支払なしに、自ら実施し、または、第三者に対し通常実施権を実施許諾することができるものとします。
- (2) 本サービス実施の過程で作成したソフトウェア、ドキュメントに関する著作権の帰属については、以下のとおりとします。
- 甲または乙が従前から有していたソフトウェア、ドキュメントの著作権は、甲または乙に帰属するものとします。
 - 上記 a. におけるソフトウェア、ドキュメントを改変して作成したソフトウェア、ドキュメントの著作権は、当該改変前のソフトウェア、ドキュメントの著作権者に帰属するものとします。
 - 甲または乙が新規に作成したソフトウェア、ドキュメントの著作権は、著作者に帰属するものとします。
- (3) 甲または乙は、前号において相手方が著作権を保有するソフトウェア、ドキュメントについて、相手方から交付を受けた場合、当該ソフトウェア、ドキュメントを、本サービスの利用または実施のためにのみ使用するものとし、それ以外の目的には使用しないものとします。

16. 優先適用

受託条件明細に本仕様書と異なる定めがある場合は、受託条件明細の定めが優先して適用されるものとします。

以 上

【サービス仕様書】

サービス名称	型 名
ネットワーク機器導入・技術支援サービス（年額払）	N S I T S A * * N
ネットワーク機器導入・技術支援サービス 設計・構築支援オプションチケット5A（年額払）	N S I T S A O I N

1. サービスの実施

乙は甲に対し、第5項記載のサービス（以下「本サービス」という）を実施します。なお、乙は、本サービスを、本サービス仕様書の他、添付の「ネットワーク機器導入・技術支援サービス サービスディスクリプション」（以下「サービスディスクリプション」という）記載の内容に従い実施します。

2. サービスの構成

本サービスは、以下の各号のサービスにより構成されます。

- (1) 「ネットワーク機器導入・技術支援サービス（年額払）」（以下「基本サービス」という）
- (2) 「ネットワーク機器導入・技術支援サービス 設計・構築支援オプションチケット5A（年額払）」（以下「オプションサービス」という）
オプションサービスは、基本サービスの利用を前提とするサービスです。

3. 役割分担

甲および乙は、本サービスが甲乙両者の共同作業の基に初めて実施されるものであることを認識し、相互にサービスディスクリプションで定める役割分担に従い、それぞれの分担作業を誠実に実施するとともに、相手方の分担作業の実施に際しても誠意をもって協力するものとします。

4. サービスの対象製品

本サービスの対象製品は、乙が甲に対して販売した製品のうち、サービスディスクリプションに記載する製品（以下「対象製品」という）とします。なお、対象製品を特定する製造番号等の情報は、対象製品出荷後に別途乙が甲に提示する「別表 対象製品のサービス実施期間」に記載するものとします。

5. サービスの内容

乙は、以下の内容およびサービスディスクリプションに従い、本サービスを実施します。

(1) 基本サービス

a. 技術支援

サービスディスクリプションに記載する条件に従い、乙は、対象製品に関する構築時の技術的なQ A対応等の支援作業を実施します。

b. 初年修理

サービスディスクリプションに記載する条件に従い、乙は、修理相談で修理が必要と判断された対象製品に関して、修理を実施します。

(2) オプションサービス

a. 設計・構築支援

サービスディスクリプションに記載する条件に従い、乙は、対象製品に関する設計・構築時の技術的な支援作業を実施します。提供する受託作業内容を管理する件数の最小単位（以下「チケット」という）で管理するものとし、当該サービスの数量1に対し、チケット数量を5枚付与するものとします。

6. 甲の協力義務

- (1) 甲は、本サービスの実施期間中、サービスディスクリプションにおいて甲が提供することとされている資料やデータ等を乙に貸与するものとし、乙は本サービスを提供するためにこれを使用することができるとします。また、甲は、乙から本サービスの実施のために必要な資料やデータ等の提供を要求された場合はこれに応じるものとします。なお、当該資料やデータ等（以下「甲提供資料」という）を乙が利用するにあたり何らかの制限がある場合、甲は当該制限の内容を通知するものとし、乙は当該制限を遵守して本サービスを実施するものとします。
- (2) 甲は、乙がサービスを提供するにあたり必要とする消耗品を、自己の責任と費用負担で用意し、乙に提供するものとします。
- (3) 甲は、本サービスの実施の過程で乙から貸与または提供されるソフトウェアやドキュメント（以下「乙貸与物」といい、サービスディスクリプションにおいて特定されるソフトウェアやドキュメントを含むがこれに限らない）を、本サービスのためにのみ使用するとともに、善良なる管理者の注意をもって保管するものとします。
- (4) 乙が本サービスの実施にあたり必要と判断した場合、甲は、乙による対象製品の甲の事業所外への持ち出しを認めるものとします。なお、乙は、甲の事業所外へ持ち出した対象ハードウェア製品を、善良なる管理者の注意を払って保管するものとします。
- (5) 乙が本サービスの実施にあたり必要と判断した場合、甲は、乙の求めに応じて、乙に対し、対象製品の動作環境に関するログ・設定情報等の

データ採取、および乙への送付を実施するものとします。なお、乙は、当該データを善良なる管理者の注意を払って保管するものとします。

- (6) 乙が本サービスを実施するために必要な機器媒体を甲事業所に持ち込み使用する場合、甲は必要な手続きを行い当該事業所内および対象製品での使用を認めるものとします。
- (7) 甲は、乙に対し対象製品を使用する際に必要となる情報（I Pアドレス、ユーザーI D、パスワード等）を貸与するものとします。
- (8) 甲は、乙が本サービスを提供するために必要となる電話、E - m a i lおよびインターネットを利用する際のリターン使用料等を負担するものとします。
- (9) 甲は、乙が甲事業所内において、本サービスを行う際に発生する電気代等の費用を負担するものとします。
- (10) 乙が本サービスを実施するため、甲事業所に立ち入る場合、甲は必要な手続きを行い当該事業所内への立ち入りを認めるものとします。なお、甲は乙の入館および本サービスの実施に際して立会うものとします。
- (11) 乙が本サービスを実施するため、対象製品を使用する場合、甲は必要な手続きを行い、当該使用を認めるものとします。
- (12) 対象製品が無線W A Nモデルに該当する場合、乙が本サービスを実施するにあたり、S I Mカードを使用する際には、甲はS I Mカードの準備のうえ、当該使用を認めるものとします。
- (13) 甲は、対象製品の使用場所の環境を所定の状態に設定・維持するとともに乙所定の使用方法に従って、対象製品を使用するものとします。

7. 知的財産権の帰属

乙貸与物の著作権は、甲提供資料に該当する部分を除き、乙または乙のライセンサーに帰属するものとします。甲は、乙貸与物を、本サービスを利用するために必要な範囲で利用できるものとします。ただし、サービスディスクリプションに別途定めがある場合は、サービスディスクリプションで定める条件にて使用できるものとします。

8. 本サービスの実施期間

- (1) 基本サービスの実施期間は、〔サービスに関する条項〕第4条第1項第(2)号の定めにかかわらず、第5項第(1)号a.に記載するサービスは対象製品の出荷日から1年間、第5項第(1)号b.に記載するサービスは対象製品の出荷日からサービスディスクリプションで定める期間とし、対象製品出荷後に別途提示する「別表(1) 対象製品の基本サービス実施期間」に対象製品毎に記載するものとします。ただし、サービス実施期間内であっても、下記a.またはb.のいずれかとなった場合、乙は対象製品毎に本サービスの全部または一部の実施を終了できるものとします。
 - a. 対象製品のメーカーサポートが終了した場合
 - b. 本サービスとは別に乙が提供するサポートサービス、または他社が提供するサポートサービスを甲が契約した場合
- (2) オプションサービスの実施期間は、〔サービスに関する条項〕第4条第1項第(2)号の定めにかかわらず、サービス開始日から1年間とし、対象製品出荷後に別途提示する「別表(2) 設計・構築支援オプションチケットの有効期間」に記載するオプションチケット有効期間とします。ただし、サービス実施期間内であっても、下記a.またはb.のいずれかとなった場合、乙は当該サービスの実施を終了できるものとします。
 - a. 基本サービスが終了した場合
 - b. 付与されたチケットを使い切った場合
- (3) サービス実施期間内に本サービスの全部または一部の実施を終了した場合であっても、残りの実施期間の費用は返金しないものとします。
- (4) 〔サービスに関する条項〕第4条第1項第(2)号の定めにかかわらず、本サービスの実施期間は自動的に継続延長されず、実施期間の満了、もしくはサービスを実施する対象製品の使用を甲が終了した場合、本サービスは終了するものとします。

9. 免責事項

次の各号の事由は乙の責に帰すべからざる事由（ただし、これに限らない）であり、乙は、当該事由に起因して甲に生じた損害については、いかなる法律上の義務も負わないものとします。

- (1) 甲提供物（甲提供資料、甲が保有するシステム、ソフトウェア、設備、ドキュメント、データ等を含み、以下同じ）のトラブル、および、甲提供物に起因するトラブル

10. 本サービスに対する責任

〔サービスに関する条項〕第8条の定めにかかわらず、第5項第(1)号

a. に記載するサービスに関する乙の甲に対する責任は、本サービス仕様書に定める支援作業を善良な管理者の注意をもって実施することに限られるものとします。

11. その他

- (1) 甲は、本サービスに基づき乙から提供された修正プログラム等を、甲の責任において対象製品に適用するものとします。また、甲は当該修正プログラム等を、乙所定の使用条件に従い使用するものとします。
- (2) 以下の事項については、本サービスの対象外とします。
 - a. **対象製品を用いて甲が作成中、または作成済のプログラムに関する質問・相談、プログラム作成に関するノウハウ提供、アドバイス、その他の技術指導等**
 - b. **乙による本サービスの実施に関する作業手順書や調査内容の報告書等の作成、提示、報告等**
- (3) 甲は、乙より提供される本サービスを利用するための専用電話番号、修理依頼をするうえで知り得たパスワード等の情報を、本サービス利用のために必要となる甲の従事者以外の第三者に開示しないものとします。
- (4) 乙は、甲から提供された情報を本サービス実施の目的にのみ使用するものとし、また、当該情報を本サービスの再委託先以外の第三者に開示しないものとします。
- (5) 乙は、本サービス実施の過程で、マニュアル、図面、ドキュメント等の資料（甲提供資料を含むがこれに限られない）を借り受けた場合、当該資料を返却するまでの間、善良なる管理者の注意をもってその保管管理を行うものとし、本サービスの実施以外の目的で使用しないものとします。

以 上